

新	旧	備考
<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00039 沿革 (略)</p> <p><u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>中小企業・農林水産業輸出代金保険手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00039 沿革 (略)</p> <p>中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00005。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条～第21条 (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p>	
<p>(電子情報処理組織を使用した申込等)</p> <p>第22条 この細則に定める手続のうち、<u>日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>(電子情報処理組織を使用した申込等)</p> <p>第22条 この細則に定める手続きについて<u>電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定めるWEB申請サービスの利用について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00090）によるものとする。</u></p>	
<p>別表1～別表2 (略)</p>	<p>別表1～別表2 (略)</p>	